

○築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年 1月10日告示第25号

改正

平成19年 3月30日告示第83号
平成19年10月30日告示第198号
平成20年 3月 5日告示第13号
平成20年10月 1日告示第154号
平成25年 5月 1日告示第62号
平成30年 3月23日告示第21号

築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、築上町が実施する小型合併処理浄化槽設置整備事業について、補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 小型合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、処理対象人員が10人以下のもので、法第4条第2項の規定による構造基準に適合した浄化槽であり、かつ、通常の使用状態において、生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上及び浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量が20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の処理能力を有するものをいう。

(補助対象区域)

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「補助対象区域」という。）は、次に掲げる区域外の区域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画で定めた区域
 - (2) 農業集落排水処理施設による処理区域
- 2 前項第1号の下水道計画区域のうち、当分の間下水道の整備が見込まれない区域で町長が認めた場合補助対象区域とする。

(事業主体)

第4条 小型合併処理浄化槽設置整備事業は、補助対象区域内において小型合併処理浄化槽を設置しようとする者（以下「設置者」という。）が実施する。

(補助金の交付)

第5条 町は、補助対象区域内において、設置者に対して予算の範囲内で小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項による確認を受けずに、小型合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

- (3) 町納付金を滞納している世帯
 - (4) 町の指示に従わない者
- (補助金額)

第6条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表1に掲げる額を限度とする。

- 2 別表1に該当し、令和6年度の築上町污水处理施設整備構想の見直しにより、公共下水道区域（椎田処理区）において、污水处理方法を公共下水道から合併処理浄化槽に転換した区域については、令和7年度から令和11年度までの間に限り、別表2左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に定める額を加算した額を限度とする。

(補助金交付申請書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 位置図（付近見取図）
- (2) 住宅平面図（配置配管図）
- (3) 浄化槽設置届及び受理書又は浄化槽設置計画書の写し
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 誓約書
- (6) 小型合併浄化槽機能保証登録証
- (7) 浄化槽設備士免状又は終了証書の写し
- (8) 浄化槽認定シート、登録証の写し及び浄化槽管理（C）票（10人槽以下のみ）
- (9) 住宅等を借りている者は、当該賃貸住宅所有者の承諾書
- (10) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては補助金不交付通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

(変更承認申請書等)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、同項の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに、町長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知書を受理した日から1月以内）又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第5号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

- (2) 浄化槽法定検査依頼書（浄化槽法第7条）及び領収書の写し
 - (3) 浄化槽設置施工工事の写真
 - (4) チェックリスト
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- （交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により、速やかに、補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

（補助金交付の取消し）

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（設置工事施工監督）

第15条 町長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年1月10日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の築城町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年築城町要綱第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月30日告示第83号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月30日告示第198号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施工日の前日までに、築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成18年築上町告示第25号）に基づき申請が為された補助金の取扱いについては、改正前の要綱を摘要するものとする。

附 則（平成20年3月5日告示第13号）

この告示は、平成20年3月5日から施行する。

附 則（平成20年10月1日告示第154号）

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月1日告示第62号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日告示第21号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

1 区分	2 限度額
	1 基につき 円
5 人槽	332,000
6 人槽	373,000
7 人槽	414,000
8 人槽	458,000
9～10人槽	548,000

（国庫補助基準額と同額とする。）

別表2（第6条関係）

1 区分	2 限度額
	1 基につき 円
5 人槽	99,000
6 人槽	111,000
7 人槽	124,000
8 人槽	137,000
9～10人槽	164,000

様式第1号（第7条関係）

年 月 日										
築上町長 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">申 請 者</td> <td style="width: 20%;">住所</td> <td style="width: 75%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td style="text-align: right;">㊞</td> </tr> <tr> <td></td> <td>電話</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </table>	申 請 者	住所			氏名	㊞		電話	()
申 請 者	住所									
	氏名	㊞								
	電話	()								
補 助 金 交 付 申 請 書										
年度において、小型合併処理浄化槽を設置したく、築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、補助金の交付を申請します。なお、私たちの住所及び町税等の納付状況の確認のため、築上町の職員が公簿等を閲覧することを承諾します。										
設 置 場 所	築上町大字									
浄 化 槽	_____人 槽・メーカー_____・形 式									
送 風 機	メーカー_____形式_____風量 (㍓ /hr)									
交付申請額	_____ 円									
所 有 者	1 本人 2 その他 ()									
住宅の用途	1 申請者居住住宅 2 借家 3 その他 ()									
建物の種類	1 一般住宅 (述べ床面積 ㎡) 2 店舗等併用住宅 (居住 ㎡、その他 ㎡) 3 その他 () (㎡)									
工 期	_____年 月 日～ _____年 月 日									
放 流 先	1 都市排水路 2 側溝 3 用水路 4 湖沼 5 その他									
施 工 業 者	氏名又は名称 電話 () 設備士名 _____ ㊞									
	県知事登録番号 — 県知事届出番号 —									
添 付 書 類	① 位置図（付近見取図） ② 住宅平面図（配置配管図） ③ 浄化槽設置届及び受理書又は浄化槽設置計画書の写し ④ 工事請負契約書の写し ⑤ 誓約書 ⑥ 小型合併浄化槽機能保証登録証 ⑦ 浄化槽設備士免状又は終了証書の写し ⑧ 浄化槽認定シート、登録証の写し及び浄化槽管理(C)票（10人槽以下のみ） ⑨ 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書 ⑩ その他町長が必要と認める書類									

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

築上町長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり、決定したので通知します。

記

円

交付条件等

1 完了期限等

補助対象者は、年 月 日までに補助事業を完了しなければならない。なお、補助対象者は、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ、町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 変更等

補助対象者は、次に該当する場合は、あらかじめ、変更承認申請書（様式第4号）により、町長の承認を受けなければならない。

（1） 補助事業の内容を変更しようとするとき。

（2） 補助事業を廃止しようとするとき。

3 実績報告

補助対象者は、補助金に係る事業完了後1月以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

※ 添付書類

- ① 浄化槽法定検査依頼書（浄化槽法第7条）及び領収書の写し
- ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- ③ チェックリスト
- ④ 工事写真集
- ⑤ その他町長が必要と認める書類

4 補助金の確定等

町長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付する補助金の額を確定し、通知するものとする。

5 補助金の交付等

補助金は、前項の規定による補助金の交付額の確定後、補助金対象者の請求により補助金を交付する。

様式第3号（第8条関係）

		第	号
		年	日
		月	
様			
築上町長			
印			
補助金不交付通知書			
年 月 日付けで申請のあった築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、下記の理由により、不交付となったので通知します。			
(理由)			

様式第4号（第9条関係）

		年	月	日
築上町長	様	住	所	
		設置場所		
		氏	名	
		電	話	()

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定を受けた築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したので承認願います。

記

1 変更内容（変更・廃止）

2 変更事項

様式第5号（第10条関係）

年 月 日	
築上町長 様	住 所
	氏 名 ㊟
	電 話 ()
実 績 報 告 書	
年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので、下記のとおり、報告します。	
記	
1 補助金交付決定額 円	
2 事業完了年月日 年 月 日	
添付書類 ① 浄化槽法定検査依頼書（浄化槽法第7条）及び領収書の写し ② 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し ③ チェックリスト ④ 工事写真集 ⑤ その他町長が必要と認める書類(浄化槽工事完了届出書、浄化槽使用開始届出書)	
完 了 確 認 調 書	
上記の届出により、現地確認の結果、適正に設置されていると認める。	
年 月 日	
確認者 氏 名 ㊟	
立会者 氏 名 ㊟	

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

築上町長 印

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業
補助金については、下記のとおり、その額を確定したので通知します。

記

円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日										
築上町長 様	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">申 請 者</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">住 所</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td style="text-align: right;">㊦</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">電 話</td> <td style="text-align: center;">()</td> </tr> </table>	申 請 者	住 所			氏 名	㊦		電 話	()
申 請 者	住 所									
	氏 名	㊦								
	電 話	()								
補 助 金 交 付 請 求 書										
年 月 日付け 第 号で確定のあった築上町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金を、下記のとおり請求します。										
記										
金 額	円									
金融機関	銀行・信用金庫・農協、 支店 （郵便局以外の金融機関を指定してください。）									
預金種目	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; text-align: center; vertical-align: middle;">普 通 ・ 当 座</td> <td style="width: 20%; text-align: center; vertical-align: middle;">口座番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table>	普 通 ・ 当 座	口座番号							
普 通 ・ 当 座	口座番号									
フリガナ										
名 義 人										